

令和4年1月25日  
鳥取労働局

## 鳥取公共職業安定所における個人情報の漏えいについて

鳥取労働局（局長 石田 聡）は、鳥取公共職業安定所（所長 岡本 勉）において発生した個人情報の口頭による漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

鳥取公共職業安定所（以下「鳥取所」という。）において、求職者Aさんの同意を得ないまま、採用内定先B社に対して、Aさんの求職状況を口頭で漏えいするという事案が発生した。

#### 2 事実経過

- （1）令和3年12月27日、職員Cは、B社に電話した際に「Aさんが鳥取所に来ていたこと」、「Aさんに別の会社を紹介したこと」を伝えた。
- （2）翌28日、Aさんから鳥取所に「私が求職活動を継続していることをB社が知っていた」という旨の連絡があり、鳥取所管理者が職員Cに確認したところ、Aさんの了解を得ないままAさんの求職状況をB社に伝えていたことが判明し、口頭漏えいの事実を把握した。
- （3）同日、鳥取所管理者は、Aさんに電話し個人情報の漏えいについて謝罪するとともに、後日改めて対面で謝罪した。

#### 3 発生原因

求職状況が重要な個人情報であるという認識が不十分であったこと。

#### 4 再発防止策

- （1）鳥取所において、令和4年1月4日、所長から幹部職員を通じて全職員に対して、本事案の概要を説明し、求職状況を含め、利用者の個人情報を本人の同意なく他者に伝えてはならないことを改めて指導した。  
また、同年1月6日、「職業相談等の窓口における個人情報等の取扱い上留意点」をとりまとめ、全職員に配付するとともに、個人情報の保護に関する研修を実施した。
- （2）鳥取労働局において、同年1月4日、総務部長から全所属長に対して、本事案の概要を伝え、個人情報の適切な取扱いを徹底するよう指示した。  
また、同年1月5日、職業安定課長から全安定所長に対して、個人情報の保護に関する注意喚起を行うよう指示した。これを受けて、各安定所では、安定所長から全職員に対して、メール及び各部門ミーティングによって、個人情報の適切な取扱いに関する注意喚起を行った。

#### 【担当】

鳥取労働局職業安定部職業安定課  
職業安定課長 福田 豊  
地方職業安定監察官 三島祐司  
電話 0857-29-1707